

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年12月18日開催（日本損害保険協会）]

1. 監督指針改正について

- 「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年5月30日成立、6月6日公布、公布の日から1年以内に施行）の施行に向けた内閣府令の改正案と併せて、「保険会社向けの総合的な監督指針」についても改正案を公表し、2025年12月17日よりパブリックコメント手続を開始した。公表した監督指針の改正案に関する御意見は、2026年1月30日まで受け付けている。
- 監督指針の改正案においては、各保険会社・保険代理店における体制整備や実務上の対応の参考としていただくため、内閣府令の改正案により求められる内容のほか、「保険会社の保険金等支払管理態勢の確立」や「保険仲立人と保険代理店の協業の解禁」等、監督指針改正のみで対応する施策に関して、監督上の対応における必要性に応じて、保険会社・保険代理店に対して求める具体的な内容や、監督上の着眼点を明らかにしている。
- 今後、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて監督指針の改正案を最終化する予定であるが、日本損害保険協会・会員会社においては、改正後の監督指針の内容も踏まえつつ、損害保険業界全体の信頼に向けた取組を引き続き進めていただくとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 外部委託先管理の徹底について

- 昨今、保険会社の外部委託先において、サイバー攻撃等により、保険会社の顧客情報の漏えいが続いていることを踏まえ、2025年12月5日付で「外部委託先管理の徹底について」の文書を発出した。
- 今後、各保険会社において、損害調査を含む業務の外部委託を行う際には、保健医療情報等の機微情報を扱うことを踏まえ、
 - ・ 外部委託先の選定において、単なるチェックリストの確認にとどまらず、実態を深く検証するデューデリジェンスを行う
 - ・ 外部委託後のモニタリングにおいて、不要な顧客情報の消去状況を含めて、機微情報を含む顧客情報の管理の状況を確認する

など、委託業務の的確な遂行そのほかの健全かつ適切な運営を確保するため

の措置を徹底していただきたい。

3. ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」について

- 2025年11月21日に、ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。
- 保険関連では、ゲノム情報の差別等への適切な対応確保などが求められており、損害保険業界においても、生命保険分野における遺伝情報による不当な差別等への適切な対応を確保するための対応として、保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いをまとめたQ&Aを公表するなど、ゲノム情報による不当な差別を行わないことについての対応を行っているものと承知している。
- 引き続き、各保険会社においては、ゲノム情報の不当な差別に関する情報が寄せられた場合には、適切な対応を行うとともに、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて、改めて徹底いただきたい。

4. ビジネスマodel対話について

- ビジネスマodel対話については、「企業向け保険ビジネス戦略」をテーマに、2025年11月末までに企業向け保険を主に取り扱う大手社、外資系社、再保険会社を中心に実施した。
- くわえて、過去にビジネスモデル対話を実施していなかった社を対象にしたビジネスモデル対話についても現在進行中であり、金融庁からも申し上げたいことはお伝えするので、各保険会社からも遠慮なく御意見をいただきたい。
- 各保険会社における好取組事例等、対話の結果については次回の保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定である。引き続き、御協力ををお願いしたい。

5. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年10月15日、保険会社等における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。

- 聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービス、及び通話相手の声を文字にするアプリであるヨメテルについて、非対応の社は対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの更なる拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者等向けの点字や点字に代わる整備状況については、横ばいの実態が確認された。音声コード等の読み取りによる音声案内やユニバーサルデザインを採用したパンフレット等、点字に代わる措置も含めて、対応可能なサービスの更なる拡充に取り組んでいただきたい。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

6. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025年10月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - 報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
 - 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
 - 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用した。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

（参考1）多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）

2024年4月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年10月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の11か国。

(参考2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム（MSMT）第2回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

(参考3) 報告書には、北朝鮮関係者がDMM Bitcoinから約308百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

7. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025年9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025年9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めていいるところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

8. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当しうるものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかった事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第13条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。
- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

9. 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災及び令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害及び令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- 各災害等に関し、大分県、青森県及び岩手県内に災害救助法が適用されることを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災			
大分県	11月18日（11月19日）	九州財務局	11月19日
○令和7年青森県東方沖を震源とする地震			
青森県	12月8日（12月9日）	東北財務局	12月9日
岩手県	12月8日（12月9日）	東北財務局	12月9日

10. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) >

- 先般実施した CSSA は、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらい、個別結果も2025年11月に各金融機関へ還元した。更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

<耐量子計算機暗号（PQC）対応>

- 金融 ISACにおいて「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

11. 金融国際審議官の保険監督者国際機構執行委員会議長就任について

- 保険監督者国際機構（以下、「IAIS」）は、2025年11月12日にアルバニア・ティラナにおいて執行委員会会合を開催し、同日の IAIS 年次総会をもって執行委員会議長の任期を満了した有泉秀金融庁顧問（前・金融国際審議官）の後任となる新議長の選任手続を実施した。その結果、金融庁の三好敏之金融国際審議官が執行委員会議長に選出された。新議長の任期は、2027年の IAIS 年次総会までの 2 年間となる。
- 我が国は、これまで IAIS 執行委員会議長を務めてきた有泉顧問のもと、2024 年末の国際資本基準（ICS）の最終化や、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関する議論を主導してきた。我が国の金融行政・保険業界等の更なるプレゼンス向上につながるよう御協力も賜りつつ、金融庁として引き続き議長としての務めに取り組んでまいりたい。

12. 「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」について

- 2025年11月21日、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。
- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の 3 つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進
 - 金融経済教育・NISA の一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質

化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進

- ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進

などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願ひしたい。

(以上)